

パネルディスカッション

コーディネーター 大濱徹也 氏
パネリスト 鈴江 英一氏、講演講師（高野修氏、富永一也氏）

○大濱 今回、お二人に講師を依頼したのは、市レベルで最初に出来たのが藤沢市文書館で、その準備から設立と運営の中心で苦労されたのが高野さんです。わたしはその姿を身近に見ていました。そこには、日本のアーカイブズ草創期の問題がでていました。日本で最初のアーカイブズである山口県立文書館は毛利家文書という「お宝」をかかえて誕生しますが、その運営をめぐり文書館—アーカイブズの使命とは何かという問題提起が出されました。この問題は、道立文書館をはじめ、多くのアーカイブズがいまだにかかえている問題、ある意味で言えば歴史研究者の倉庫でよいのかということが現在まさに問われているわけです。こういう点も含めて高野さんの発題を受けとめて下さい。

中間書庫とは何かという問題でした。そこで富永さんから、今、どういう形で沖縄県立文書館を再生しようとしているかという話をうかがえたことは、札幌市のこれからを考える上で重要ではないでしょうか。

そこで、お二人がそれぞれの館の設立と運営上の問題につき、現場の問題をふまえて率直にして個性的な発題を語つていただきましたので、北海道立文書館の設立と運営はどうあつたのかを、その中心であつた鈴江さんに話していただき、提出されている質問を踏まえながら討論していくたいと思います。

○鈴江 元北海道立文書館の鈴江です。

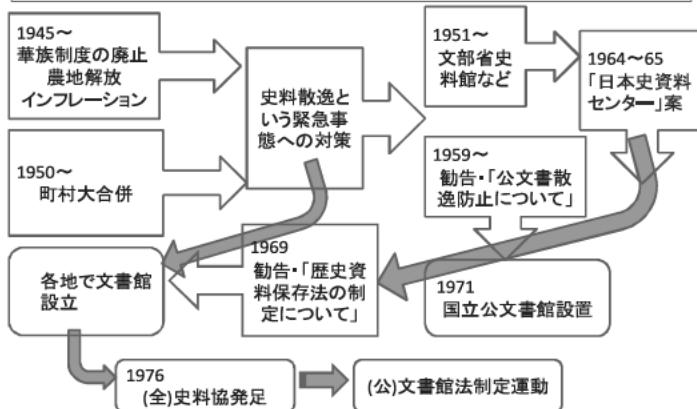
一五分程話せというふうに前に言われておりましたので、簡略にお話します。

沖縄県公文書館は、日本のアーカイブズの世界で、ある意味で言えば理想的のものと語られてきております。わたしが初めて沖縄を訪ねたときに感じた問題は、富永さんが図書館から公文書館に戻つてこられたときに直面したこと、

先ほど、藤沢の文書館のご報告がありました。まだ公文書館法ができない以前に文書館をつくるということで、大変ご苦労をなさいました。それから、沖縄の公文書館の場合は、公文書館法を踏まえながら文書館をつくられました。

そして、今、札幌市の公文書館は、公文書管理法を踏まえながら公文書館をつくろうとしています。それぞれの館がそれぞれの時代に差しかかって、その時代の刻印を負いながらできあがっていく、そのような姿を私たちを見たり、今後の姿を予測したりしているわけです。

戦後歴史資料保存運動の中で



北海道の場合は、時代の刻印を確かに負っているなと思つております。問題は、時代の刻印を負いながら、その地域と時代の課題に向き合いながら、今の段階でそれがどういふうになつてゐるか、どう担えるかということがそれぞれの館の課題だらうと、私は思います。アーカイブスの課題というのは常に新たなものでありますから、そういうたと題を自ら確認しながら担つていけるかどうかということにならうと思います。

北海道立文書館は一九八五年に開館しましたけれども、その前、かなり長い期間の準備の時代を過ごしております。この時は、後でも少し触れます。公文書館法ができるおりません。日本学術会議が政府に勧告をした歴史資料保存法というものがあります。これはまだ、法律にも何にもなつてないものですが、それを手がかりにして文書館をつくつたということがあります。ですから、歴史的資料の保存という性格を多分に負いながら、勧告を使いながら計画を進めていたのが道立文書館設立の歴史です。まだ法律というものが全くない時にそれを使うというのは、なかなか使い勝手が難しかつたわけですが、この勧告を手がかりにやつてきたということです。

道立文書館の前身は、行政資料課（当初は、室）という名称のものです。これは、当初は行政資料館という名称で構

想していたものです。行政資料課がどういうものかというと、道の行政に関係する資料やその情報を集めて、利用に供する、特に道職員の利用に供するという構想でした。一方、既に開拓使文書などが公開されておりましたから、そういうものも併せて利用させる、これは一般の人たちに利用されることになるわけですが、その二つの機能を併せ持つものというものがありました。いわば現代の行政資料を利用に供しながら、その蓄積がやがて歴史資料になるという構想だったわけですが、実際にそれを動かしてみると、理念と実態にかなりのずれがありました。

特に、これは府内図書館的な要素を持つておりました。条例設置ではないのです。一般住民利用のために設置したものではありませんから、道民に開かれた施設ではなかったのです。しかし、利用実態は、道職員よりもずっと多く、道民の方々、あるいは市町村史編集者の方々が利用していました。

この施設は、体系的に公文書を保存するという機能を欠いておりましたし、民間の私文書に対してそれを収集する、保存のためのいろいろな措置をするといった事柄はこの機能の中にはありませんでした。何より、公の施設ではなく、条例設置の施設ではありませんから、府外の方々に利用していくなどという積極的根拠は行政資料課の中にはあります。

こういうふうにして道立文書館ができるわけですけれども、先ほど言いましたように、公文書館法の制定以前ですから、地方自治法に基づいて設置しました。設置された道立文書館は、歴史に特化したという目的と性格です。北海道にかかる公文書を体系的に保存しようといった構想を持っています。一方では、私文書の散逸防止を担おうということがありました。

せんでした。なかでも設置後、何年かたつていくうちに、人材の不足ということが負の要素として大きくかぶさつていったことは指摘しなければなりません。

一九七六年ころから文書館構想が出てきます。それは、行政資料課の持っていた歴史資料の保存というところに特化して、組織を再び固めていこうという発想でした。その時に、公文書館か文書館かという議論がありまして、当時としては、文書館を構想する中ではかなり重要な選択肢だつたわけです。そのことについてはいまは触れませんが、現代の行政情報の提供から歴史資料の保存に特化するという形で、しかも図書館、博物館にはない、文書の専掌の機関として立ち上げようということになりました。そういうたたきのものとに、設置条例が必要な公の施設として文書館を設置しました。これは、議会の関与が必要だということになります。

文書館の準備の中では、先ほど高野さんがおっしゃったような、府内各課に対してもういうような文書があつて、文書館に保存されるべきかといった実験的な評価、選別をし、その方法を模索し、また収集基準はかなり考えてつくりました。これは体系的な保存を意識してつくりました。

資料の整理では、文書館に所蔵するすべての資料を原本あるいはマイクロフィルム、図書も含めて一元的に整理し得るという体系的な目録規則など、かなり時間をかけて考えました。

道の公文書は、行政使命を終えた時点での文書館に引き継ぐ、文書館は、すべての廃棄文書を把握して、それを選別し文書館の管理のもとに置くということです。この言葉に誤解を生じるといけませんが、文書館が煮ても焼いてよいとする、各課は非現用文書として文書館に任せられるものを文書館に送り込む、文書館にある文書の管理はすべて文書館長の権限のもとに置くということです。そういう性格づけをして道立文書館がスタートしていきます。

一九九六年にさらに進化して、文書が発生する時点での文書館の選別が可能にするということになりましたから、廃棄以前の段階で文書が体系的に把握されるということになつたと思います。永年文書の引き継ぎもそこで可能になりました。近世から近代にかけての公私の文書の保存を文書館

の視野に入れることにしました。その中には、道の文書だけではなくて国の文書や他県の市町村の文書も、北海道の歴史に関係するものであれば保存（複製を含む）の対象にすらという性格づけをしています。

開館当初は、年間にならしてみると、一日に一二、三人の利用者がいたということです。これは、ほかの文書館に比べるとかなり高い利用者数ではなかつたかと思います。確かにその時点では、開拓使文書とか、国有未開地処分法の関係の文書の利用が、非常に大きな部分を占めていたと思します。

ただ、二〇〇五年になって、道の行政改革の大綱方針があつて、組織全体の見直しということになります。出先機関は全面的に廃止するか、独立行政法人になるかということがありました。文書館も、また施設を残して組織を廃止することになり、大幅な人員削減となりました。たしか、定数一九が一二ぐらいになつたと思います。そして、今、組織としては法制文書課の文書館グループの中に置かれ、道立文書館そのものは残りました。このことのために外部からのいろいろな運動が起つて、文書館縮小の歯止めになつたと思います。

このように、道立文書館ができるからかなりの年数がたつております。これから公文書管理条例がどういうふうにで

きるかわかりませんけれども、そういう中で文書館がどういう役割を果たすかということがいよいよ問われていると思います。特に、道の中枢の文書を十分残していくかなければいけないと文書館OBとしては思うわけです。知事が決定した非常に重要な手元の文書とか、企画部門の文書とか、非常に重大事件、重大な事案の文書が的確に保存されているかどうか。これは、二〇〇五年、二〇〇六年のいろいろな改革の中でも、道立文書館が同時に問われたということだと思います。

文書館の課題は、いつも当初の理念をどう生かすかということと同時に、新しい状況に対してもその役割を切り開いていくか、ここが大事なわけで、これから起ころべる公文書管理条例とか、新しい公文書管理の体制の中で、文書館は本当に重要な記録を残し、それを後世に伝えることができるかどうか、これが常に問われているのだろうと思います。そういう状況を切り開く人材の存在は重要だうと思いますし、それをリードしていく館長というのはなおさら重要なだと思っています。

先ほどの規模縮小の中で、館長が置かれないという提案があつたわけですが、文書館全体を方向づけていく上で館長なしには文書館運営はできないということで、館長ボストが残つたという経過があります。これは、文書館の組織

とはどんなところで、どこが重要かということを示していると思います。そのようなことも札幌市の公文書館の中で今後どういうふうになっていくか、私も注目していきたいと思っているところです。

○大濱 ありがとうございました。

道立文書館は、時代の刻印、当時学術会議等の学界が呼びかけていた「歴史資料保存法」的なものを頭に置きながら設立がめざされた。かつ北海道には北海道開拓に関わる開拓使文書と国有未開地処分法の関係した文書があつた。それらは北海道開拓の歴史を明らかにする重要な資料であり、お宝ともいえるものです。その意味では毛利家文書を拠り所として設立された山口県文書館の在り方と似ております。この山口県文書館については、同館の文書館ニュースの二号に設立時の館長であった鈴木賢祐さんが「山口県文書館についての不満・注文・希望」として、その在り方についての問題を指摘しています。それは、毛利家文書が文書館成立の「根本動機」であつたにせよ、創立十年近くなつても、いまだに文書館の「当主」とみなされていることへの苦言です。文書館の「当主」は県文書でないかと。山口県の行政記録—公文書等をきちんと入れるべきなのに、それが入ってこないというのはどういうことか、それをきちんと管理していくことなく毛利家文書に目を向けている

のはいかがなものかと。

さらに、山口県立文書館が提示した文書館要綱について、「文書館」とは歴史に関する文書及び記録（以下文書という）その他必要な史料を収集し、整理し、保存して利用者の調査研究に資することを目的とする施設である。また文部省指定の研究機関とするとの「定義」を「最低最悪」と弾劾し、その専門職員の資格が「大学院修士課程修了者で日本史を専攻したもの」「日本史以外の専攻者は日本史二〇単位を修得することにより資格が与えられる」との規定を、「偏狭な閉鎖主義」となし、「史料」という用語にこだわる「頑迷固陋」さを指弾してやみません。山口県立文書館は、この問い合わせに、ニュースを見るかぎり応答していません。かつ現在もアーカイブズを文書館（モンジョカン）とみなし、「史料」保存庫と位置づけたがる論調は、鈴木の指摘にもかかわらず、いまだにアーカイブズの世界を蝕んでいます。それは、草創時における時代の刻印を受けて出来た文書館の体質ということで、すまされるものではありません。公文書管理法ができた現在、文書館等は新たに時代の課題と向き合うことで自己脱皮をなし、これから設立される公文書館には親機関の記録を体系的に選別移管し、保存することで、より開かれた社会を実現していく器になります。これが期待されましょう。

その際に、大きな問題は、職員にどういう形で公文書館あるいはアーカイブズと称される世界が理解されていくのか、あるいは移管等で協力を得るために何が問われるかということです。このことは、公文書館にいる専門職員の

その意味で藤沢市の場合は、文書の現用段階から管理していくという方策がたてられてきました。沖縄県の場合は、職員等の対話をつづけることで、公文書館の存在、公文書をどのように管理し、それを開いていくのかという問題を共有していく努力をかさねています。かつ沖縄県公文書館は、県民の利用度が高いのにみられるように、県民の生活に欠かせない存在となっています。それは、土地所有の確認と米軍との雇用関係等につき、公文書館の資料で証明できることによります。まさに沖縄県公文書館は県民の権利証明の場として活用され、県民にとりなくてはならない存在とみなされております。ここには、歴史研究者の宿り場にとどまらず、県民の権利と義務を確認する世界への広がりがあるのではないか。

そうした点で、鈴江さんが言われたいかに政策の決定にかかわったもの、政策の決定権を持つ者の記録資料が引き継がれてくるのか、移管されてくるのか、移管させられるかと云う問題を踏まえながら、意見を聞いていきたいと思います。

その際に、大きな問題は、職員にどういう形で公文書館あるいはアーカイブズと称される世界が理解されていくのか、あるいは移管等で協力を得るために何が問われるかということです。このことは、公文書館にいる専門職員の

専門性とは何かということ、その使命感の在り方とも関わる問題です。

」のことが質問でも出ていますので、高野さんに、設立

その後の三年間、混乱の中にいて各課を回って話を聴いて歩いたということでしたが、その過程で公文書の世界を理解しながら、職員に公文書館のあり方を説いていき、さらに現用段階からの管理という方向性を出した問題、この点についてお話を伺います。ついで沖縄県の富永さんに、公文書館はどのように県庁職員なり県民にその存在をアピールしてきたかということをまずお話しㄧいただきたいと思います。

で、そして文書の保存あるいは廃棄を決めたと申し上げました。それは、私が文書についてすべて、あるいは、その課の業務全体について理解をしていればかなりスムーズに行つたのかもしれません、私の経験を見ていただきますとわかりますように、私が藤沢市に入ったのは図書館の司書として入っているのです。そして、九年間、図書館にて、その後、市史編さん室に異動になりました。そういう経験ですので、私は、本庁で仕事をした経験がないのです。いわゆる公務員の世界では、アウトローであつたわけです。ですから、文書というものが、もちろん先ほど話したよう

成されているかということは全く理解していなかつたので

理解していなかつただけで済む問題ではないのです。と
いうのは、保存するか、廃棄するかという権限は文書館に
あるわけですからね。つまり、こちら側が間違つた判断を
してしまうと、その資料は永遠に消えてしまうのです。公
文書というのは一点切りの資料なのです。ですから、それ
だけに慎重に各課の意見を聞かなければならぬのです。
そして、聞くことによって、関連する課が出てきますね。
そういうところともあわせて議論を深めていったのです。
それは、逆に言うと、文書館というのはこういうところま
でちゃんとやってくれるのだな、こういう文書はちゃんと
保存してくれているのだなということをよく理解していた
だけました。これは、下手な職員研修よりも、結果として
は文書館を理解してもらえたという意味でよかつたのでは
ないかと思います。もちろん、私どもにとつても、それは
大きな勉強でした。そして、私は、それを最終的にまとめ
まして、藤沢市文書館の資料保存についての評価、選別と
いう一覧表をつくりまして、「文書館の内規」という形で、
それは今も生きているはずです。

そういうことで、文書館を理解してもらえたという意味

では、物すごく大きかつたのではないかと思います。

○富永 公文書館を、県民や県の職員にどういうふうにアピールしてきたかということですけれども、二つの流れがあると思うのです。

一つは、公文書館という名前は県民に対してよく知られていないのです。とにかく県民の耳目を引こうということです、一種のセンセーショナリズムなのですけれども、県文書というのはそんな派手派手しいものはないから、民間にある私文書ですね。例えば、沖縄は地上戦で文化遺産がかなり破壊されたので、戦前の様子が映っている写真一枚でも貴重なのです。そういう写真一枚でも新聞にでかでかと載るような土地柄なのですね。ですから、そういうものを一生懸命集めては新聞にどんどん発表していくという路線が結構長いことありました。

あとは集客ですね。講演会をする場合、こういった公文書関係のものというよりは、文化講座ですね。年間一〇回ぐらいやっている時期がありまして、それなりには集客したのです。ですが、私は県の職員からこんなことを言われたことがあります。君らは文化施設なのか、図書館や博物館がやっているような文化講座と同じようなことをやって、同じような資料を集めているねと。こんなものだつたら別に存在意義はないから無駄だし、自分は行革の担当者にあ

んたたちをつぶすように話をしようと。結構力のある人だったので、これはまずいなと思ったことがあります。それは、我々の中で理念の一致がなかったので、考え方の違いがもうにあって、それぞれの上司とか担当者によつてそれが違つているということがありました。

現在は、指定管理になるときに、かなり理念的な問題が整理されて、県の公文書を中心にやれという話が県庁からあります。優先順位は定まっています。

大濱先生も行かれてござらんになつたと思うのですが、例えは土地問題に関する資料がいっぱいあつて、これも戦争の影響で地籍がかなり不明確になつていて、そこでも戦後は地籍の明確化事業でずっとやつていて、今でも土地争いがあります。そういうた沖縄の特殊な土地の問題について講演会をやつたり、展示をやつたり、今はそういう方向でやつてますが、それが必ず正しいというふうにみんなの理念が一致しているわけではないので、見えない部分での葛藤はあると思います。

あとは、県庁の方ですね。

我々の公文書館が設置されて一〇年間は、本庁の知事部局の文書を受け入れることしかやつていませんでした。五年前から、各種委員会や企業局の公営事業、県警本部とか、そういうところに、「営業」と称しているのですが、出か

けていって働きかけを行っています。そうすると、かなり反応が良いことがわかりました。どんどん、どんどん文書が来るのでです。

先ほど、県職員のインタビューを紹介しましたが、やっぱりみんな一生懸命なのです。そのときに思ったのが、善意で公文書館は回るものなのだということです。多分、うちの職員でも悪意の哲学でやっている人もいると思うのです。役人は文書を隠したがる、だからうちに文書が来ないのだという説ですね。そして、もともと余り積極的に打って出なかつたと思うのですが、いつたん善意の哲学でアプローチをはじめると、かなり文書が来るようになつています。県警の文書担当者とずっと話を続けていますが、他よりもセキュリティの厳しい県警においても、自分たちがこれだけ苦労しているいろいろな仕事をしているのが、最長で三〇年たつと、公文書が全部廃棄されて、シュレッダーにかけられて、自分たちの後輩とか、後の県民に残らないのは非常に不本意である、やっぱり残したいということで、対話を続けています。(追記・この企画講演会から三ヶ月経つ)平成二四年一月、沖縄県警察本部訓令「五九」により、文書管理のルールが改正され、廃棄文書の公文書館指定管理者への引渡しが明記された。

沖縄県警察における文書の管理に関する訓令

http://www.police.pref.okinawa.jp/jphokokai/kunrei/koho/ko_h240119kohol.pdf

結局、対話が一番大事ではないかと思っています。私たちは、公文書館としてやつてているというより、先ほど言つたように、将来の世代のためにお互い協力しましょうといふうに協力者関係でやつていて思つています。そうすると、公文書館から頼まれたからしようがないからやるか、情にほだされたからやるか、ではなくて、自分自身がプレーヤーとして、参加者として一生懸命やつてくださる。そういう方がどんどん増えていくと、私たちが公文書館において限られた人数でやつっていても回転するようになる。今は、文書引渡しのオファーが来過ぎて担当者がうれしい悲鳴をあげています。ラッシュをどのように緩和しようかというところで別の問題が起きています。

昔、私が営業に出だしたころに、そんなことをして、実際に大量に文書が引き渡されたら、書庫がパンクするのではないか、どうするつもりだ、と言われたときに、いや、一度でいいからそういう目に遭つてみたいと返したのですが、それがだんだん現実化してきています。

県民へどういうふうに知らせるか、昔は文化施設的な面を知させていたので、県民の理解もそういうことだったのですが、それでは誤解を与えるので、方針がだんだん変わつ

てきていることもありますけれども、県民が来れば来るほどいいかというと、そうではなくて、一生の間に一度も公文書館を利用しないという県民が大部分であつても構わないと思っています。重要なのは、例えば家が火事になつたときに消防署に連絡します、番号は一一九番です、警察に電話するときには一一〇番です、ということを知つていて、いざというときにそれをやればいいので、消防車の出動回数が多いか、少ないかで消防署の価値が変わるかというと、むしろ社会的には少ない方がいいわけですね。ですから、土地問題にしても、何にしても、必要なときにそこに行けばこれがあるということをわかつてもらうことが重要です。

去年、認知度調査をやりました。これは、調査会社に委託して、完全無作為ではないのですが、県民の方々の何パーセントが公文書館について名前を知つていて、場所を知つていて、役割を知つているかを調べたのです。そうしたら、大体四割ぐらいでした。我々の役目は、この四割を五割、六割、八割、九割、九九割にするのが目標です。来館者をふやすということは、二義的なもので、結果としてつくるものだらうと考えています。

○高野 私の説明の中で一つ抜けていたことがあります。それは、今日はメインが公文書というテーマでお話しい

たしました。ところが、お役所には、公文書ともう一つ行政資料というものがあるのです。つまり、行政資料というのは逐次刊行物です。よく市役所に参りますと、行政資料室という部屋があつて、そこに市が出した刊行物が置いてありますね。報告書とか統計書など、それぞれの課の成果をまとめたものです。これは、物すごくまとまっていて、利用する場合に便利なのです。ところが、これが全部文書館に発行されるたびに来るかというと、そうはいかないのです。最初のころ、市長通達で出すのですが、ほとんど集まつてこないのです。そして、役所ですから、年度末とか職員の異動の時期になると、そういうものが要らないからつてみんな出してしまいます。そういうふたところに行つて、最初のころは拾つてきていたわけです。そして、半年ぐらいたつと、捨てた方の職員は、全部捨ててしまつて、後で文書館に来て、高野さん、あのときに拾つていたけれども、あれはあるかな、見せてくれよということもありました。そこで私が考えたのは、最終的に外部に発注して印刷するものですね。これは、文書館長の判がないものは外注できないという制度にしたのです。そうすると、すべての課は、外部に印刷するものは全部文書館まで来て、何せ文書館長の決裁をもらわないと契約課は受け付けないのですね。これをやつたら、外部で印刷したものは一〇〇%集まりま

した。

ですから、お役所というのは、ある程度の権限を持たないとだめなのだとつくづく感じました。ところが、聞いてみたら、最近、外部の印刷は特殊なもので、最近はほとんど内部で印刷してしまうのです。これはどうなっているのかというと、前よりは集まりが悪いのですと今の館長は言っていますが、それは手を打たなければならないのではないかと言つてあります。

いずれにしても、単に公文書だけではなくして、逐次刊行物、これから公文書館は目を光らせていかなければいけないのでないかと思つました。

○大濱 そこで鈴江さんに聞きたいのは、北海道ではすべての文書の管理権限を文書館長の下におき、文書発生時の選別が可能という形になっているそうですが、道庁内の行政組織と文書館長、あるいは文書館の職員というのはどういう形のコンタクトをとってきたのでしょうか。沖縄とか藤沢が問い合わせてきた問題はどうだったのか、その問題と絡めて、なぜ道政の骨格にかかるものが来ないのか、実際に私も、あるものを見に行つたら、全くないと言われたのですが、その辺のところはどうだったのですか。

○鈴江 今、どうしているか、現在の姿は言えませんが、かつて道職員とのコミュニケーションをとる一つとして、

私のレジュメの三の二つ目のボツに、評価、選別方法の実験とあります。収集基準とか文書館へ文書を移管する仕組みをつくるために、各課の協力を随分得ました。どのような協力を得たかというと、私たちがそれぞれの課に行つて、そこでの事務がどのように進められているか、例えば農業課とか農業構造改善の課に行きましたが、そこでどのような仕事をしているのか、その中でどのような文書ができるか、その文書はやがて簿冊につづられるわけですけれども、どのような簿冊になるか、その課の文書全体の体系の中でどの部分を残せば文書館の資料になり得るかという検討をしました。各課が随分協力をしてくれて、歴史的資料の保存に関心を持つてくれました。そういうことを通じて、文書館の方でも評価、選別の根拠とか範囲というものを相当確定できたと思います。それは、全部の課にわたつてやりたかったのですが、そこまでは及びませんでした。検討したところは実務的な課でした。これを見れば企画部とか、予算を握っている財政課とか、そういうところに及ぼすことができたなら、今、大濱さんのおっしゃったような道政の中枢のところの文書を残していく手がかりになつたであろうと思います。

道政の中枢の文書がどうして残らないか。今、道に文書管理規程というものがあります。将来、公文書管理条例が

できるのかわかりませんが、それらは一つの完結文書として残らない性質のものではないかと思います。例えば、予算編成の重要な文書は、別にハンコを押して公文書として残すという形態のものではないのだろうと思ひます。残念ながら、私は見ていないので、どういう形で組織決定の結果が残るのかどうかわかりませんが、どうも我々が通常の業務をやつてているときのように決裁されて残つていくようなものではないのだろうと想像しているのです。ですから、通常の決裁文書でないものも残していくことが必要です。今度の公文書管理法の精神はそれだろうと思ひます。文書をそれにのつとつときちっと残すということです。それをどこが残すかというと、今の公文書管理法では、国立文書館長ではなくて、内閣総理大臣になります。そういうふうに、組織的に押さえないと道政中枢の文書は残らないと思います。道立文書館だけではなくて、方々で聞いても中枢の文書は文書館に移管されていないという、そんな感じがありますから、多分、文書館に残りにくいのだろうと思ひます。ですから札幌市の場合は、決裁文書を残すだけでは足りないと思つています。

○大濱 今度施行された「公文書の管理に関する法律」、公文書管理法と称される法律は、高野さんが民主主義の原点とかかわらせてアーカイブズの在り方にふれていますが、

できるのかわかりませんが、それは一つの完結文書として残らない性質のものではないかと思います。例えば、予算編成の重要な文書は、別にハンコを押して公文書として残すという形態のものではないのだろうと思ひます。残念ながら、私は見ていないので、どういう形で組織決定の結果が残るのかどうかわかりませんが、どうも我々が通常の業務をやつているときのように決裁されて残つていくようなものではないのだろうと想像しているのです。ですから、通常の決裁文書でないものも残していくことが必要です。今度の公文書管理法の精神はそれだろうと思ひます。文書をそれにのつとつときちっと残すということです。そ

う書いてあるかというと、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのつとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と。

非常に長つたらしいですが、民主主義の根幹というのは、国民が正確な情報に自由にアクセスして、それに基づく正確な判断をして、主権を行使することにあるという理念が盛り込まれています。決裁文書にいたるまでの過程の記録をきちんと残せということが言われているわけです。ですから、今まであつた文書館と称するものを含めて、これか

らできる札幌市の公文書館に問われているのは民主主義の器になれるかどうかということです。日本の公文書館等のアーカイブズは、このような状況下で、現在まさに自己脱皮をしていかなければならぬわけです。

しかし、先行の文書館・資料館等がかかえている問題は、大英博物館構想でつくられたという京都府総合資料館が外部監査で、東寺百合文書の研究をすることが職員の義務ですか、それをみんなにわかるせるということでいいのかどうか。もしそれが職務であるというのならば、京都府総合資料館の規定を変えなさいと厳しく問い合わせられています。

歴史資料というときの問題は、東寺百合文書が東寺という寺の経営の基本にかかる権利と義務を証しする記録資料であるがために残されてきたことの意味をはせることなく、莊園研究の「お宝」とみなしてきたことです。このような「史料」を「お宝」とみなす目からは、開拓使文書や国有未開地関係の記録資料が、中央政府に対する北海道統治の証しであり、入植者の権利と義務に関わるものとして、まさに当時の行政を円滑に遂行するために残されてきたことが欠落しがちです。このことに思いいたすならば、現に日々行われている行政の記録をして、適切に残し伝えていくことへの問い合わせが出来るのではないでしようか。いわば現代の公文書館が抱えている問題にひきよせて問い合わせ

質していく時、文書館等を民主主義の器となりうるアーカイブズにすることが可能になります。

そういう点で、札幌市においては、公文書管理法をふまえて、円滑な行政運営を可能とします、行政改革に資する器たりうる公文書館の実現が求められます。そこで、高野さん、富永さんには何か具体的な提言があればお願ひします。○高野 私が札幌市に願うことは、地域、つまり札幌市が市民のためにどういう行政を具体的に行ってきたのか、あるいはまた、これから行っていくのか、そういったものをお裏づける資料（公文書）というのは、基本的には残していかなければならないだらうと思います。

なぜかというと、それは札幌市民の生きていた証だからです。大切なことは、札幌市がどういう基本理念で行政を運営しているのか、そういったものを裏づける資料は後世まで残していかなければなりません。そのことによつて、そこに生きていた人々の証が得られるからだと思います。何でもかんでもというわけにはいかないわけです。

でも、毎年、毎年、それぞれの自治体で目標があると思うのです。あるいは、五年計画とか十年計画ですね。そういったものがどのように具体的に実施されていったのか、そういういたものを後づける基本的な資料は、公文書に全部残っているわですから、それはきちんと残していただき

たいと思います。

というのは、私のところでは、確かに年度、年度で計画が立てられ、あるいは五ヵ年、十ヵ年と出されています。そうすると、もちろん全部が全部実施されているわけではないのです。実施されなかつたならば、なぜそれが実施されなかつたのか、それも公文書が残つてゐるのです。なぜ実施されなかつたかという理由を書いた公文書は残つてゐるのです。そういうものを議会で利用していただいて、議員さんたちにも勉強していただき、そういう材料を提供していく、そういう意味での公文書の果たす役割は大きいのではないかと思います。ですから、単に過去の資料あるいは役所がつくつた資料だからということではなくて、やはり地域住民も、それがどのように実施されたのかといふことです。つまり、自分たちの生活の問題なのです。だから、そういう証を公文書館は残していつて体系づけていく、そういう作業が一番重要ではないかと思つております。

○富永　沖縄県公文書館に琉球政府時代の文書がかなり残つています。琉球政府というのは、施政権の返還があり、沖縄が四七都道府県の中の一県となるのですけれども、それまでは一国並みの体裁を整えた司法、立法、行政という形態のガバメントがあつたわけです。もちろん、米軍の支配下にあるので、いろいろなことを自由にできたわけではな

いのですが、おもしろいことに、当時の文書の方がいろいろな議論や意思決定がよく記録されているように思います。

復帰後の県の公文書の大部分のボリュームは、そういう意味では余り意思決定的なものではなくて、何が一番多いかというと、戦後、米軍統治下で沖縄のインフラ整備が物すごくおくれてしまつたのですから、復帰後に国の財政でかなりの投資が行われています。つまり、補助金の事業がかなり多いです。我々は、評価、選別するときに、補助金関係、土木工事だつたらこういうパターンで全部決めてしまえというくらいかなり多いのです。そういうものは、確かに、ここに道路を通しますということで、通す前の風景がわかる写真だつたり、道路を通すときの設計図や完成図面であつたりするので、そういうものはとつておくのですが、間にある大部分のボリュームは捨てます。これは何かといつたら、国の補助金を要請するようなもので、結局、あれは右から左なのです。何か意思決定をしているわけではなくて、これだけのボリュームのお金があるから、では、どこそこの工事をやりますといったことです。そういうものが大部分なので、逆に言うと、少しつまらなくなつた部分があるのかもしれません。

しかしながら、これからは県文書がだんだんおもしろくなつてくるだろうと思うのは、自治の問題です。結局、な

ぜ琉球政府文書におもしろいものが多いかというと、あのときは自治を求めて一生懸命頑張っていたのです。復帰後に補助金づけになつて、右から左というものが増えるとおもしろくなつたのです。今、沖縄二十一世紀ビジョンとか、一括交付金を求めて頑張つていつて、もしそれが実現して自治の割合が拡大していくと、公文書にもそういう意思決定のものがふえていくと思います。結局、これも、なぜ意思決定文書が残らないかという一つの説明になると思います。

○大濱 こうして見ると、公文書を残すというか、記録を残していくことは、組織の営みを検証していくこととに係わるわけです。検証できるものがあるのかないのか。

先ほどの問題で言えば、鈴江さんも話していたことです。が、ここ札幌市文化資料室の展示場を見ても、会場そのものが気の毒だし、かつ問題の意図がすぐれているにしても肝心な展示すべき資料そのものがない。移管されていないという問題があるわけです。それだけに、検証する文化、公文書館が統治を検証し得るものにしていかれるかどうかということは、札幌市公文書館なり、これからできるアーカイブズと称するものに問われているわけです。

このことは、高野さんが言わされた一人ひとりの職員が自己的職務に誇りを持つて言えるかどうかということにかかります。

わることなのです。そうしたことについて、鈴江さん、札幌市公文書館に何を期待されますか。

○鈴江 これから、札幌市の公文書館ができるわけですが、先行した道立文書館のことを踏まえながら考えてみると、評価、選別の仕組みもそうですが、制度的に一旦上がりていくと、前からのものを踏襲していくことになりますがちです。もちろん、行政の継続性を担保しようとしているわけですから、去年、選別した文書とことし選別した文書と全く違うということにはならないだろうと思いますが、常にそれでいいのかどうかということは考えなければいけません。

道の場合は、開発計画がありますから、国との関係が道の行政に相当の影を落としている。国との関係なしには道行政も進まないわけです。道の文書だけではなくて、やはり国の文書の保存も視野に置く必要がある。国の文書は、国立公文書館の仕事ではあるけれども、北海道の場合は、国との関係も考えながら、北海道全体の状況をどういうふうに文書として保存できるか、そういうことを考えなければいけないのです。それは、もちろん理念の問題でもあるけれども、個々の文書館の職員が常にそういうようなアンテナを張つたり、自分のやっていることが、一種のルーチンワークではない、広い意味で北海道の状況を文書で再構

成していくという意図を持つてやらなければ本来の使命は果たせないだろうと思つています。

そうしますと、札幌市の場合も、札幌市の公文書として流れきているものを最終段階で拾つてくるということではなくて、札幌市の公文書自体がどういう構成になつていつたらしいのか、市政のどの部分を保存したらよいか、しかも一旦決めたからそれでよいということではなくて、絶えず検証しながら進むという意識を持つ必要がある。それは、

公文書館の職員に課せられた役割ではないかと思いますし、それを可能とするような知識とか研さんというものを常に伴つていなければいけないだろうと思います。

○大濱 職員の問題が出たわけですが、富永さんが職員の問題に触れていたし、高野さんも触れていたわけですが、公文書館等の専門職員には何が求められるのですか。

専門職員をめざす人にみられるのは、自己の学んできた学問的課題意識に引き寄せた研究者たる思いは強いものの、日常の業務で問われるきわめて卑近な公文書の作成能力がないことです。大学院で専門と称する知識は身につけてきているから、専門知識はあるけれども、公文書というものを、起案をどう作成するかがわからない、公文書の体系に目が及ばないから、行政の現場にいる担当者とけんかにならない。そういう意味で言えば、まず、そこからきちんと

させない限り、公文書の全体系、何が大事かということが押さえられないのではないかと思うのです。なかには行政実務を見下した研究者意識の持ち主もいる。そういう頭でつかちではあるけれども、実践力、応用力がないということが見られたわけです。このような者はアーキビストになれわけがない。

その点で、恐らく高野さんが苦労した三年間というのはその問題だったのだろうと思いますが、どうですか。

○高野 私は、先ほどからお話ししておりますように、自分が公文書を作成するようになつたのは、市史編さん室に移ってきてからです。図書館時代には、公文書を作成しませんでした。専ら図書館では、図書の選定とレフアレンスを担当しておりました。

ところが、市史編さん室に参りますと、自分で起案しなければどうにもならないわけですから、それこそゼロからの勉強をしました。そして、自分で公文書を作成して初めて、公文書というのはこういうような形態で、そして、こういう意味を持つのだなどというようなことが実感としてわかります。ですから、よその課に行つて話を聞いていても、これはこういう意味だ、こういうような内容を持つてているのだということを聞いても、ピンとくるのですね。それは、逆に言うと、説明を聞いていると、自分が公文書を書いた

ような気分になつてしまふのです。そこまでいかなければいけないかもしれません。

そういう意味では、今、大濱先生が言わわれているように、まず、自分が公文書を作成する、起案をするということだと思います。

○大濱 富永さんは、専門職員のあり方をどう考えますか。

○富永 一番必要なのは肯定的な人間観だと思います。そうでない人は、多分、務まりません。なぜならば、人間を信じていない人は将来世代の代理人になれないと思うのです。百年後、二百年後、人類が続いて、全員でリレーしていくといふことを信じられない人は、どこかでつまずいて、相手との関係をダメにしてしまいます。つまり、役人はこうなのだとどこかですぐに決めて、そこで終わりになるのです。

今回、同じ事例が出てきて実は喜んだのです。ある課が、公文書館に既に来ているものを返してくれと。それから、今年度、公文書館に引き渡す年限の文書も県庁書庫から当課に引き上げさせてくれ、そして今後は、公文書館に渡さずに、あるいは文書主管課に渡さずに、自分たちの課の中でちゃんと管理して、しかるべきときにシユレッダーカケます、と言つてきている。ここでああそうですか、とすんなり返してもいけないし、即座に「ダメです」と断つてもいけない。なぜならば、相手がなぜそのような要求をしているのか、私たちが理解する機会を失うからです。そこで、県庁の文書担当も交えて、返してくれとリクエストしている所管課の職員二人と一緒にテーブルについて、一時

これは、あまり具体的なことは言えないですが、最近、こういうことがありました。私の話なので構わないと思うのですけれども、五年前に県文書の担当になつたときに、年に一回、県庁の知事部局の文書を二〇〇〇箱とか三〇〇〇箱といったボリュームで持つてくるのですが、初めてその仕事をしたときに、初めての仕事なので一生懸命やつて持つてきたときに、県庁側の文書担当から三箱ほど返還させてもらつたと言われて、えつ、どういうことかと。もと

間余り話を聞きました。そして相手の事情はだいたいわかりました。詳しいことは言いませんが、そこで「あなたたちの事情は私もよく理解できました。今度はあなたたちが私たちの話を聞く番ですよ」と言つて、公文書館に招待したわけです。よかつたのは、これをきっかけに文書主管課の担当者とは、「返還」という規則上の根拠のない悪習をやめましよう、ということで考へが一致したのです。それは、その担当者のほうから言つてくれたのです。なので、その課との話がうまくいかどうかはわからないのですが、返還という悪習自体は根絶でき、よかつたと思つています。(追記・その後、所管課とは、返還を行わないことで合意した) それはやはり対話の力だと思うのです。そういうことを積み重ねていくことが専門職員に求められているのだと思います。

○大濱 今のアーキビストと称する人たちは、高野さんが言つた研究者意識が強くて、もう一つは、そこにある資料で自分の論文を書くのが課題だと思っているところが、世間的に言えばアーカイブズにかなりマイナスになつてゐる。そうした点で言うと、アーキビストという職業はきわめて泥くさい仕事です。かつ、アーカイブズというのは歴史研究者の蔵でもなければ、アーキビストは歴史研究者の召使でもない。また行政の小間使いになることでもない。将来

間余り話を聞きました。そして相手の事情はだいたいわかりました。詳しいことは言いませんが、そこで「あなたたちの事情は私もよく理解できました。今度はあなたたちが私たちの話を聞く番ですよ」と言つて、公文書館に招待したわけです。よかつたのは、これをきっかけに文書主管課の担当者とは、「返還」という規則上の根拠のない悪習をやめましよう、ということで考へが一致したのです。それは、その担当者のほうから言つてくれたのです。なので、その課との話がうまくいかどうかはわからないのですが、返還という悪習自体は根絶でき、よかつたと思つています。(追記・その後、所管課とは、返還を行わないことで合意した) それはやはり対話の力だと思うのです。そういうことを積み重ねていくことが専門職員に求められているのだと思います。

しかし、現実に見てみると、アーカイブズがこのような存在になるにはかなり時間がかかりましよう。しかも、アーカイブズの存在を認知してもらうための方策となると、富永さんも言つていたけれども、歴史館とか図書館とか博物館の展示と変わりないようなものを、ある歴史の断面を切り取つたことをすれば、アーカイブズの存在はそんなに意味がないのでは。そこで今のところ、文書館等の企画でみられるのは、古文書講座とか歴史新聞とか、あるいは歴史散歩みたいな催しになつてている。けれども、本来的にはそこにある記録で、かつてこの知事、この市長の時代の政治はどうでしたかというものを検証できる素材を出し、現在の統治を検証する目を育てていきたいものです。

その点で、今の沖縄県の常設展がかなり優れていると思うのは、米軍統治時代からのものをきちんと記録を出しながら語りかけていることです。かつて富永さんに、沖縄県に基地問題で来る大臣たちに、まず、沖縄県公文書館に行つて常設展を見てから知事のところに来てくれと言ひなさい

と話したことがあります。展示では、米軍に占領されたときの飛行場が、現在もそのままになっている状況を見ることができます。あるいは、米軍統治下の軍令は、命令にそむけば死刑にするというわけだし、非常に細かい記録がきちんと残されている。かつて米軍政下の記録の残しがうかがえる。このような展示こそ公文書館が営むものです。札幌市もこのように市政を問い合わせる展示を何時に日か実現したいものです。「市民が主人」というのであれば、統治の検証が可能となる公文書館を実現し、検証する文化を根づかせることがだいじではないでしょうか。そのためにも学校教育でアーカイブズへの目を育てたいのです。

高野さんがページで述べていますが、学校日誌とか学校沿革史というのは、本来、その学校に赴任した先生たちがそれを読んで、そこから教材を組み立てていくための情報源です。北海道も戦前は、道民意識涵養が説かれた頃の学校日誌には優れたものが残っています。

私は、東京都北区の方で見たのですが、北区の学校の記録には、大正期の自由教育の流れから生まれた合科教育の克明な授業記録、昨今いわれている総合的学習の記録がきちんと残っています。それを使えば今でもできるのですね。しかし、学校日誌等の学校の記録が廃棄処分の対象になっているのが現状です。

そういう点で言えば、今度、札幌市の条例をつくるときに、教育委員会から学校まで網をかぶせられるかどうかが重要です。

条例のことの一言つておきますと、私は県で言えば鳥取県に係わったのですが、答申したとおり、公安委員会から警察本部長まで条例で網をかけて、公文書館に移管するというふうになりました。ただ、それを具体的にどこまでやれるかどうかは公文書館の力量が問われることになります。県のレベルで言えば、警察、公安委員会、各種委員会に全部かぶせるということが要る。そこに力を尽くせば公文書館が地方文書等の調査収集に力を注ぐとか、個人や組織の寄贈・寄託文書に目を向ける時間などないはず。このような記録資料は、当該地域・組織の在り方とかかわらずて、保存の方策を検討すべきでないでしょうか。生協は生協で、組合は組合で、組織のアーカイブズを立ち上げることが、開かれた体制を可能となし、組織の力となるのだと問いかけたいのですが。

板橋区では教育委員会にも網をかけ、福岡県は共同公文書館ですが、各市町村の自立性を持ちながら、協同した運営への道を歩もうとしていますが、具体的にどうなるか。そこで、一番の問題は、館の構想から具体化するまでに担当者がくるくる変わることです。行政の宿業でしょ

うが。これは、ものすごくマイナスなのです。次に来た人がまたイロハから勉強することになる。札幌市もそういう傾向があるのですが、福岡県もそうです。そういう点で、立ち上げるときには最初の企画にかかわったときの人が、つらくても残つていくと。そこに残ると、昇進のコースから外れるという問題があるのかかもしれません、こういう人事の在り方は行政が考えないと、ちゃんと大地に根づいた公文書館はできないと思います。その辺は、皆さんたちにもきちんと目を向けて見張つていきながら、札幌市公文書館を良いものにしていただきたいと思います。

最後に、それぞれの方に簡単な感想を言つていただいて終わりにしたいと思います。

○鈴江 今の大濱さんのお話を受けながらですが、札幌市の公文書館は、非常に意欲的に準備段階を経ています。発足してからもこのエネルギーを続けないとダメなのです。そういう体制を保障するものが市として用意されていてほしと思っています。

○高野 私のところで経験したことですが、私ともう一人、阿部征寛君という職員がおりまして、この一人で藤沢の文書館を事務レベルで立ち上げていったのです。そして、ちょうど立ち上がって二年ぐらい後に、横浜に開港資料館をつくるという話が持ち上がりました。そして、阿部君が私か

どっちか協力してほしいというふうに、引き抜きに来られたわけです。そのときに、私は、自分がつくろうとしてやっている最中だから、何とか藤沢の文書館が目鼻のつくまでは動けないということで、実は阿部君に横浜の資料館に移つてもらつたという経緯があります。だから、責任を持って最後まで面倒を見るという人が誰かいないとだめかと思います。

それから、時間がなくて恐縮ですが、私が文書館をつくって嫌な思いをしたことを一つ申し上げましよう。

それは、私が警察に呼び出されたということです。警察から夜中に家に電話がかかってきたのです。室内がびっくりしまして、うちのだんなは何を悪いことしたのだろうと。大体、警察から電話かかってくるのは夜中なのです。二回ありまして、市の職員の汚職事件がありまして、汚職の関係で公文書を調べるということで、文書館長が立会いのものですね。そういうことが二回ありました。僕が文書館長になつて嫌な思いをしたのはその二回です。最近はそういうことがなくなつてよかつたと思っていますが、文書館をつくったことによつての嫌な思いです。

○富永 閉じた世界にしないということが大事だと思います。もちろん、専門職も重要なのでしょうけれども、衆目にさらす、みんなに目にさらした上でよくしていくと。将

来世代の代理人と言っていますが、住民とセットでなければいけないと考えています。

○大濱 ありがとうございました。最後にだめ押ししておくると、公文書館とかアーカイブスというのは、見方によるところ、恐ろしい世界なのです。そこは、いろいろな秘密をみんな抱え込んでいるわけですから。そういう点で言えば、そこには専門職員には、かなりしんどくとも、禁欲性と寡黙性が強くもとめられます。中国のアーカイブズは、人身档案、人民一人ひとりの記録を管理しており、人民の個別支配の器でもあります。アーカイブズという世界にはそういう毒がある。まさに記録情報という資源を握る者は権力を掌握できるのです。今回はこの毒の話は出ませんでした。が、アーカイブズというのは、かなり危ない世界なのです。それだけにこの器をつくつしていくには、市長に対峙し、おのれの思いを実現していくだけの突破力が何よりも必要なのです。文化資料室をはじめ札幌市の担当者には何ものでも畏れない突破力を期待してやみません。市民の市政を実現する器をつくろうとしているのですから。一言づけくわえて終わります。ありがとうございました。(拍手)

なお、大濱「国立公文書館創立40周年にあたって」(『アーカイブズ』四五二〇一一年十月)もご参照ください

い。日本のアーカイブズがかかってきた問題について発題したもので。こちらの論文は、国立公文書館のホームページからご覧いただけます。

(URL)http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv_45_p11.pdf

パネルディスカッション

